

令和8年度浜田市奨学金奨学生（緊急）募集要項

奨学金貸与事業の趣旨について

浜田市は、優れた素質と向学心を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な生徒又は学生に対し、その修学を支援し、教育の機会均等に寄与することを目的に浜田市奨学金を貸与します。

浜田市奨学金の原資は、市町村合併前の浜田市、三隅町の皆さまの浄財を積み立てた基金と浜田市名誉市民である故中村寛先生からの寄附による「中村寛（ひろし）・倭文子（しずこ）奨学基金」並びに金城、旭、弥栄の各地域振興基金をもとにしています。

また、事業創設以降、個人や団体の皆様からの浄財を積み立てて事業を実施しています。

この趣旨に基づき、令和8年4月以降、保護者の経済状況の急激な変化により修学が困難になった方を対象に、浜田市緊急奨学金奨学生を次により募集します。

1 募集人員

- (1) 高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校 若干名
- (2) 大学、短期大学及び専修学校（専門課程） 若干名

2 募集期間 随時

3 提出先 浜田市教育委員会教育総務課または各支所教育委員会分室

4 奨学金の貸与額

- (1) 高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校 月額1万円
- (2) 大学、短期大学及び専修学校（専門課程） 月額3万円

5 貸与期間

貸与を決定した月分から在学する学校の最短修業年限の最終月までです。

6 応募資格

保護者が浜田市に住所を有し、学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校（専門課程に限る）に修学中の者のうち、向学心がありながら急激な経済状況の変化により修学が困難になった者で、かつ人物が良好で学業成績が優秀である者。

※ 急激な経済状況の変化とは、離職等により収入に変化が生じ修学が困難になる等の状況。

急激な経済状況の変化後の生計維持者*の収入の合計が概ね次の金額以下であること。

	給与所得者の年間収入	左記以外の者の年間所得
3人世帯	1,100万円	792万円
4人世帯	1,200万円	872万円
5人世帯	1,300万円	952万円

*原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。

ただし、次の者は応募することができません。

- (1) 外国大学の日本分校に在学中の者

7 申請の手続き

申請に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 奨学金奨学生願書(様式第1号)
- (2) 履歴書
- (3) 高校生等の場合は卒業中学校、大学生等の場合は卒業高等学校の作成した学業等に関する証明書又は進学用調査書
- (4) 在学する高等学校等又は大学等の在学証明書
- (5) 経済状況の急激な変化を証する書類

※ (3)の証明書については、**第3学年3学期末時点のもの**とします。

8 決定及び通知

浜田市奨学金審査委員会を開催し、願書及び提出書類に基づき、応募者の人物並びに学業成績、家計等について審査が行われます。審査結果を踏まえて、奨学生を決定し本人に通知します。採用にならなかった方にもその結果をお知らせします。

また、決定時期については、願書提出時にお知らせします。

9 誓約書等の提出(奨学生に決定した後)

奨学金奨学生認定通知を受けた者(以下「奨学生」という。)は、次の書類を提出してください。

- (1) 第一連帯保証人(保護者)及び第二連帯保証人(独立の生計を営む成年者)の連署による「誓約書」

- (2) 第一連帯保証人及び第二連帯保証人の印鑑登録証明書
- (3) 奨学金口座振替依頼書（奨学生本人の口座）

令和9年4月以降は毎年度、申請書及び在学証明書等の提出を求め、在学等の確認をします。

10 奨学金貸与の休止等

奨学生が次に掲げる事由に該当したときは、奨学金貸与の休止、停止又は取消をすることがあります。

- (1) 奨学金奨学生願書に虚偽の事項を記入したこと等が判明したとき。
- (2) 留年・修得単位不足等学業成績の不振、性行の不良等奨学生としてふさわしくないと認められるとき。
- (3) 休学・転学・長期欠席・退学等をしたとき。
- (4) 退学・停学等の処分を受けたとき。

11 奨学金の返還

奨学金は無利息とし、卒業の翌月から2年を経過した後、次の期間内に返還していただきます。ただし、卒業以外の理由で貸与終了した場合は、終了の月の翌月から6年を経過した後、次の期間内に返還していただきます。

月賦、半年賦又は年賦による均等返還で、繰上返還もできます。

- (1) 高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校 6年
- (2) 大学、短期大学及び専修学校（専門課程） 12年

12 奨学金返還の特例

- (1) 次の事項に該当する期間が継続する間、その事由を証明する書類と申請書の提出により奨学金の返還を猶予することができます。
 - ① 学校に在学しているとき。
 - ② 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。
- (2) 奨学金貸与終了後、5年間浜田市内に居住して就労した時は、その事由を証明する書類と申請書の提出により、必要書類を審査後、返還額の一部が免除になります。

13 奨学金の返還を延滞した場合

奨学金の返還を延滞すると年14.6%の範囲内の割合で延滞金が課されます。また、連帯保証人に返還請求します。

14 他の奨学金との併給

当奨学金は、他の奨学金と併給することができます。浜田市が実施する高校生等を対象とした益井俊雄奨学金との併給も可能です。

ただし、浜田市が実施する大学生を対象とした奨学金（山藤功奨学金、坂根正弘奨学金）との併給はできません。

また、他の奨学金の規定等により、併給できない場合がありますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

浜田市教育委員会 教育総務課 総務企画係

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

電話番号：(0855) 25-9700（直通） FAX 番号：(0855) 22-5090

メールアドレス：kyouikusoumu@city.hamada.lg.jp